

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月9日

照会部署名 藤沢年金事務所適用調査課

照会担当者 (一般職) 青木正良

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小平

(案件)

(受付番号) No. 2010-502	一時帰休と保険者算定について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<厚生年金保険法第23条/昭和50年3月29日保険発25号・庁保険発第8号通知について>

「4月・5月・6月すべて一時帰休による休業手当が支払われた場合の定時決定は、9月1日の時点で一時帰休の状況が解消している場合、従前で決定」となっているが、この従前とは前年の定時決定と解釈してよいか。また、前年の定時決定の後、随時改定があった場合にはその随時改定を従前としてよいか。

さらにその場合、当年、9月以降に実際支払われる報酬と著しく不当な場合、(例えば、5等級以上違うなど) 厚生年金法第24条の報酬月額の算定の特例として扱って差し支えないか、お尋ねいたします。

(回答)

「従前」の考え方方は貴見のとおり。また、ご質問のケースは昭和36年1月26日保険発第7号通知の一(2)に該当することから、従来の報酬月額とする取り扱いとなる。

回答日 平成 22 年 5 月 11 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----